

臨時的任用職員にかかる個人型確定拠出年金の事務について

(市町村立小・中・特別支援学校、市立高校(定時制)の県費負担教職員の場合)

群馬県教育委員会福利課年金係

平成29年1月1日に確定拠出年金法等の一部を改正する法律が施行され、施行後は、これまで自営業者や会社員に限られていた個人型確定拠出年金(通称「iDeCo」)への加入が、公務員にも可能となりました。

令和2年4月1日からは、臨時的任用職員についても、公務員と同様の事務手続きとなりました。これにより、公務員が加入する場合に必要な事業主証明書と、臨時的任用職員が加入する場合に必要な事業主証明書では、同じ様式となりました。

そこで、令和2年度以降、臨時的任用職員から当該証明書の交付依頼があった場合、正規職員と同様に以下のとおり処理していただきたくお願いします。

1 申出者の情報

- ①基礎年金番号、氏名が記入されていることを確認してください。
- ②基礎年金番号については、「8 マイナンバー管理システムへの登録等」の際に確認してください。
- ③希望する掛金納付方法については、現在、事業主払込の対応ができませんので、必ず「個人払込」を選択してもらってください。

2 掛金額区分

- ①「掛金を下記の毎月定額で納付します。」がチェックされている場合は、毎月の掛金額を記入してもらってください。(上限は12,000円)
- ②「納付月と金額を指定して納付します。」がチェックされている場合は、掛金額の年額を確認してください。(上限144,000円)

3 事業主の署名等

- ①住所及び事業所名称は「群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県教育委員会」と記入してください。
- ②事業主名称は事業主証明書(イメージ)を参考に記入してください。

4 企業年金制度等の加入状況

- ・「51」(地方公務員共済組合(長期))が記入されていることを確認してください。

5 申出者を使用している事業所の住所・名称等

- ・「群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁」と記入してください。

6 連合会への「事業所登録」の有無等

- ・『『個人払込』で登録済』をチェックし、個人払込用登録事業所番号として「01896592」を記入してください。

7 掛金の納付方法

- ①上記1③で「個人払込」を選択してもらった場合、「②申出者が希望しているため、『個人払込』とする」をチェックしてください。
- ②上記1③で「事業主払込」の希望があった場合、「③申出者は『事業主払込』を希望しているが、『個人払込』とする」をチェックし、「事業主払込」が困難な理由として「①『事業主払込』を行う体制が整っていないため」をチェックしてください。

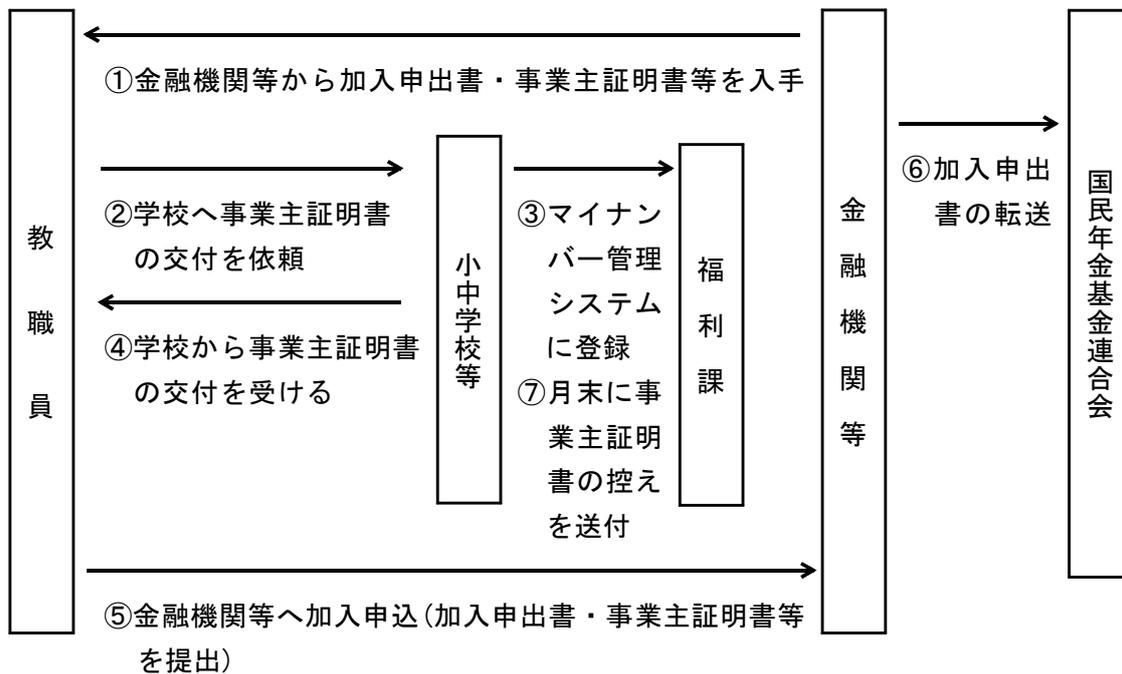
8 マイナンバー管理システムへの登録等

- ①マイナンバー管理システムの「業務処理－個人型確定拠出年金加入報告書」で新規加入者を登録してください。
- ②本人宛て証明書の本書を交付し、事業主控えは月末に福利課宛て提出してください。（事業主控えの本書がない場合は、コピーの提出でも可）

9 令和2年3月31日までの間に個人型確定拠出年金に加入していた臨時的任用職員が令和2年4月1日以降、任用された場合

- ・iDeCo加入者は、加入手続きをした金融機関等に「加入者登録事業所変更届」を提出する必要があり、その際に異動先の事業主の証明書を添付する必要があります。そこで、教職員から当該証明書の交付依頼があった場合、加入時と同様に（上記1～8により）処理してください。

i D e C o 加入までの流れ



群馬県の共済組合員以外から i D e C o 加入者の異動があった時の流れ

